# 処　分　基　準

Ｂ－ｅ－27
令和８年　４月　１日作成

| |
|---|
| 法　　令　　名：道路交通法 |
| 根　拠　条　項：第107条の５第９項 |
| 処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止 |
| 原権者（委任先）：愛知県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め：道路交通法第103条第１項第１号から第３号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の５第１項及び第２項（自動車等の運転禁止等）<br>道路交通法施行令第33条の２の３（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の２（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条（自動車等の運転の禁止の基準） |
| 処　分　基　準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙１のとおり。<br>点数制度等により６月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙２に従い処分の軽減を行う。６月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙２のとおり。 |
| 問 い 合 わ せ 先：・運転免許の取消し又は90日以上の免許停止の場合<br>愛知県警察本部運転免許課運転者管理室（聴聞）<br>電話（052）951－1611　内線　781-243、244<br>・90日未満の免許停止の場合<br>愛知県警察本部運転免許課運転者管理室（執行）<br>電話（052）951－1611　内線　781-226、228 |
| 備　　考： |